

大和市告示第16号

大和市一時生活支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年1月27日

大和市長 大木 哲

大和市一時生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）

第7条第2項の規定に基づき本市が予算の範囲内で実施する、法第3条第6項の生活困窮者一時生活支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、市内で生活する一定の住居を持たない生活困窮者（法第3条第1項の生活困窮者をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第5条の規定による申請（以下単に「申請」という。）をした日（以下「申請日」という。）

の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、申請日の属する年度の前年度）分の基準額（当該生活困窮者について大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第10条の規定を適用した場合における同条に規定する均等割が非課税となる基準となる額を12で除して得た額をいう。以下同じ。）に住宅扶助基準額（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の規定による住宅扶助基準に基づく額をいう。）を加えた額以下であること。

(2) 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の金融資産の額

を合算した額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。）以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、生活困窮者の状態の緊急性を勘案し、事業による支援が必要であると認める者を事業の対象者とすることができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供及び定期的な入浴等日常生活を営むのに必要となるサービスの提供

(2) 自立生活のために必要な就労支援、社会資源の提供等

(3) 前2号に掲げるもののほか、「一時生活支援事業の手引き」(平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」別添3)に基づく支援であつて、市長が必要と認めるもの  
(利用期間)

第4条 事業の利用期間は、原則として3月以内で市長が必要と認める期間とする。ただし、利用者の状況を踏まえ、市長が必要と認める場合は、6月を超えない範囲内の期間とすることができる。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、一時生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査して利用の可否を決定し、一時生活支援事業利用可否決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(利用の中止)

第7条 市長は、前条の規定による利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を中止させることができる。

- (1) 第2条に規定する事業の対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 他者又は宿泊施設に迷惑を及ぼした場合
- (3) 法第3条第2項の生活困窮者自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わなかった場合
- (4) その所在が不明となった場合
- (5) その他市長が事業を利用させることが不適當であると判断した場合

(利用の終了)

第8条 第4条の規定にかかわらず、利用者が安定した住居等を確保したときは、事業の利用を終了させるものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 市長は、大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第8条の規定により、事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、申請者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第6条の規定による

利用の決定を行わない。

(委託)

第10条 市長は、事業の実施に係る事務の一部又は全部を、事業の趣旨を理解し、適正な運営が確保できると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他適当と認める民間団体に委託することができる。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月28日から施行する。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	一時生活支援事業利用申請書	第5条
第2号様式	一時生活支援事業利用可否決定通知書	第6条